

報道関係者 各位

確かめよう  
最低賃金!



長野労働局発表 (05 - 08 )  
令和5年5月30日

【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 古畑善美  
賃金指導官 荒河美穂  
(代表電話) 026(223)0555

## 最低賃金の履行確保に係る監督指導結果を発表します

～最低賃金違反率は18.2%、

違反対象労働者の8割弱は女性労働者～

長野労働局（局長：久富 康生）では、最低賃金の履行確保を図るため、毎年1月から4月に県内の9労働基準監督署において、最低賃金に近い賃金額で働く労働者が多いと考えられる業種等の事業場に対し集中的な監督指導を実施しています。

今回、その結果を取りまとめましたので、公表します。

長野労働局では、今回の監督結果等を踏まえ、引き続き、集中的な監督指導の実施や改定された最低賃金額の周知を図ってまいります。

また、賃金の引上げに向け、各種賃金引上げに関する情報の提供のほか、業務改善助成金善助成金」をはじめとする各種支援制度の活用勧奨を行ってまいります。

### 【ポイント】

#### 1 監督指導の実施事業場数

① 324事業場 うち、最低賃金法違反のあったもの 59事業場(全体の18.2%)  
(令和4年は、13.6%。4.6ポイント増加)(別紙 図表1、2)

② 違反率が高い業種(別紙 図表6、6-2)

宿泊業、飲食サービス業(19.4%)

製造業(17.1%)

卸・小売業(15.0%)

生活関連サービス業、娯楽業(11.5%)

③ 違反事業場の最低賃金額以上を支払っていなかった理由(別紙 図表8)

「適用される最賃額を知らなかった」(19事業場、32.2%)

「最低賃金の改定(金額・発効日)を知っていたが賃金の改定をしていなかった」

(11事業場、18.6%)

「賃金を時間額に換算して比較していなかった」(7事業場、11.9%)



## 2 監督実施事業場の最低賃金未満の労働者の状況

長野県最低賃金未満者106人のうち

- ① 女性が84人(79.2%) (別紙 図表3、3-2)
- ② 65歳以上が34人(32.1%) (別紙、図表4)
- ③ 労働者の特性をみると、いわゆる  
非正規労働者(パート、アルバイト、契約社員、嘱託)  
が87名(82.1%) (別紙 図表5)

## 3 監督実施事業場の最低賃金の周知効果 (別紙 図表7)

監督を実施した324事業場のうち、

「改訂後の最低賃金額を知っている」

236事業場(72.8%)

「改訂後の最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている」

82事業場(25.3%)

「最低賃金が適用されることを知らなかった」

6事業場(1.9%)

## 【 今後の取り組み 】

### 1 改定後の最低賃金についての幅広い周知 (別添 資料1)

- ① 地方自治体の広報誌・ホームページへの掲載要請
- ② 経営者団体、業種別事業者組合等への傘下事業主への周知要請
- ③ アルバイトを行う学生への周知を大学等に要請
- ④ 周知用ポスターデザインコンテストの開催
- ⑤ 金融機関、スーパー、コンビニ等へのポスター掲示依頼
- ⑥ 法令違反事業場に対し次回改訂後の最低賃金額のポスター、リーフレット等の送付

### 2 最低賃金の履行確保を図るため、最低賃金に近い賃金額で働く労働者が多いと考えられる業種等の事業場に対する監督指導の実施

### 3 賃上げに関する各種情報提供及び「業務改善助成金」その他各種支援措置の周知(別添 資料2)

- 
- 【 資料 】 1 長野県の最低賃金 リーフレット  
2 業務改善助成金(通常コース)リーフレット  
3 最低賃金に係る関係法条文

労働条件の明示・確認の実施促進のための  
広報キャラクター「たしかめたん」

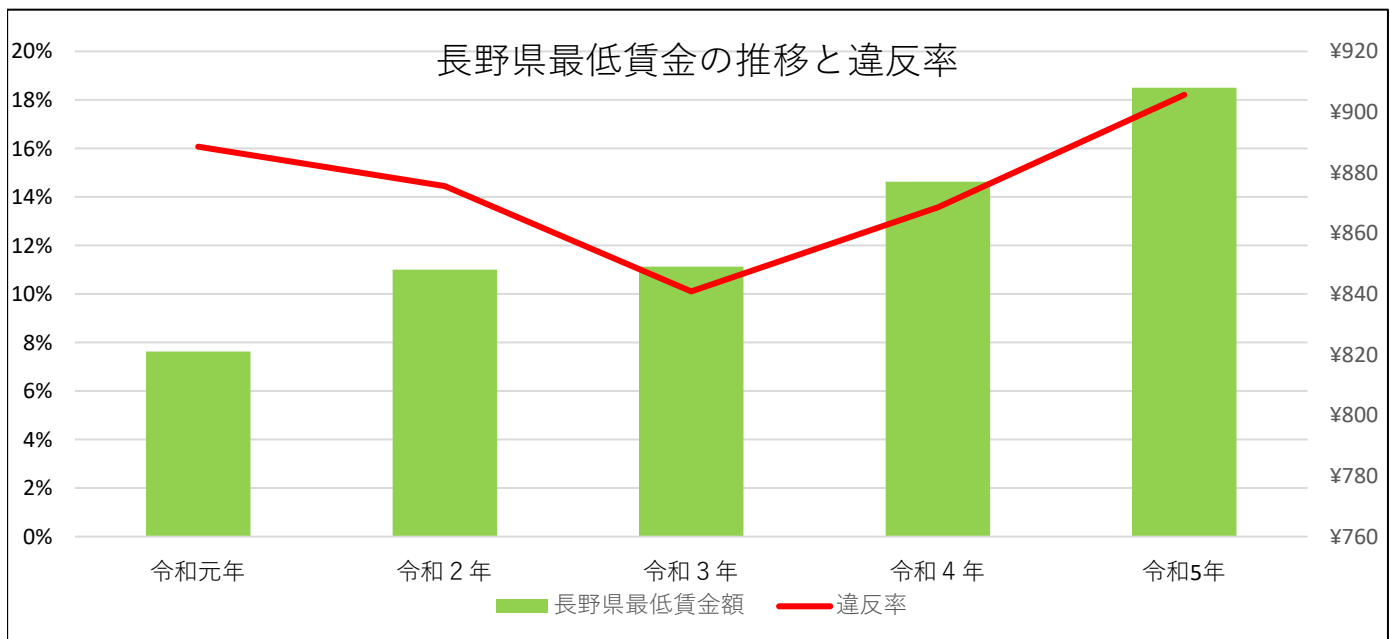


図表1 最低賃金監督実施結果

長野労働局

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
監督実施事業場数	280	270	277	280	324
最賃支払義務違反事業場数	45	39	28	38	59
違反率	16.1%	14.4%	10.1%	13.6%	18.2%
監督実施事業場の労働者数	3,203	4,154	3,989	2,946	2,746
同上のうち最賃未満労働者数	128	132	83	115	106
長野県最低賃金額	821	848	849	877	908
引上額	26	27	1	28	31
改定日	H30.10.1	R元.10.4	R2.10.1	R3.10.1	R4.10.1

図表2 長野県最低賃金の推移と違反率



図表3 男女別最低賃金未満の労働者数

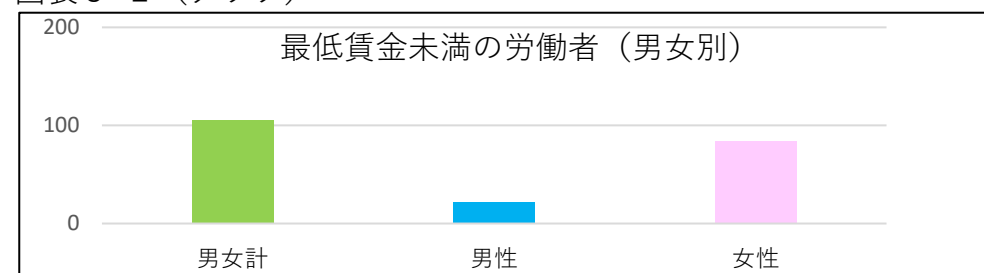
	男女計	男性	女性
最低賃金未満の労働者	106	22	84
	3.9%	20.8%	79.2%

※1 ※2 ※2

※1：百分率は労働者全員（2,746人）に対する割合である（四捨五入）

※2：百分率は男女計の人数に対する割合である

図表3-2 (グラフ)



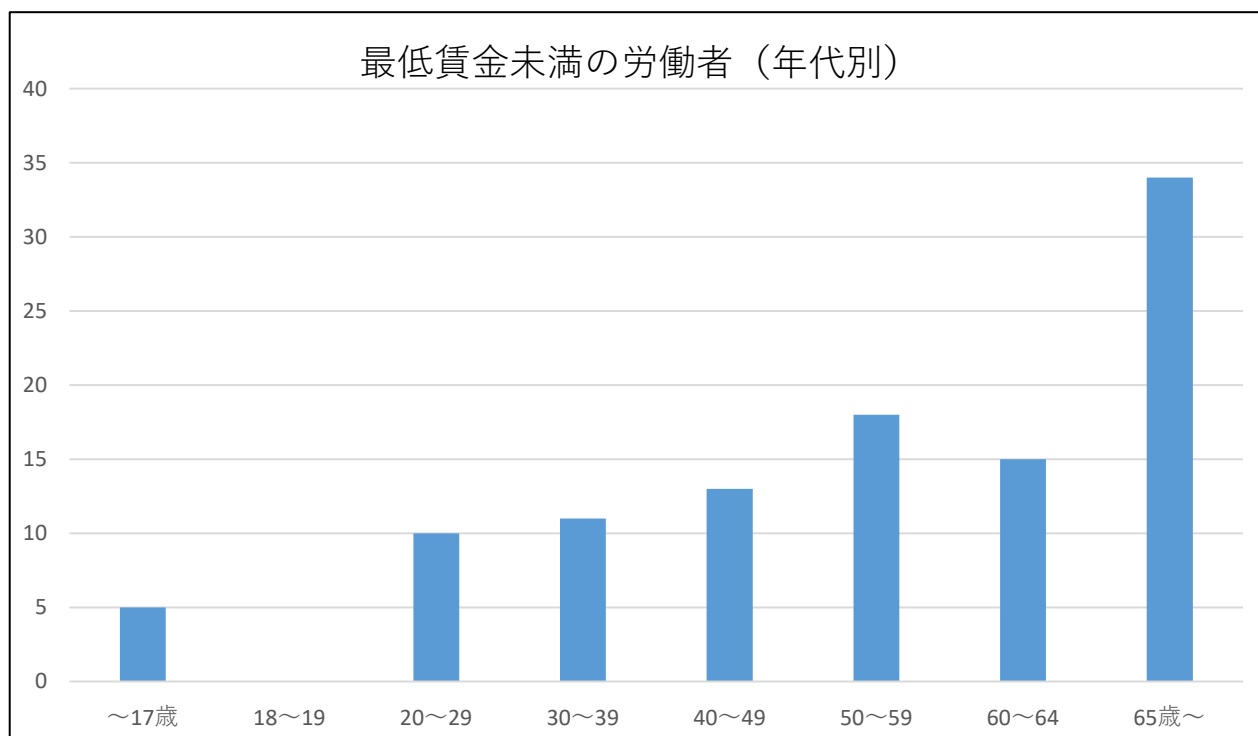
図表 4 年齢階層別最低賃金未満の労働者数

単位：歳

	計	～17歳	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65歳～
最低賃金未満 の労働者	106	5	0	10	11	13	18	15	34
		4.7%	0.0%	9.4%	10.4%	12.3%	17.0%	14.2%	32.1%

※百分率は当該行ごとに、計の欄の人数に対する割合である。

図表 4 - 2 (グラフ) 年齢階層別最低賃金未満の労働者数



図表 5 最低賃金未満者 勤務形態別 内訳

合計	非正規計	パート	アルバイト	契約社員	嘱託	派遣	その他
106	87	73	8	3	2	0	1
	82.1%	83.9%	9.2%	3.4%	2.3%	0.0%	1.1%
	※2	※1	※1	※1	※1	※1	※1

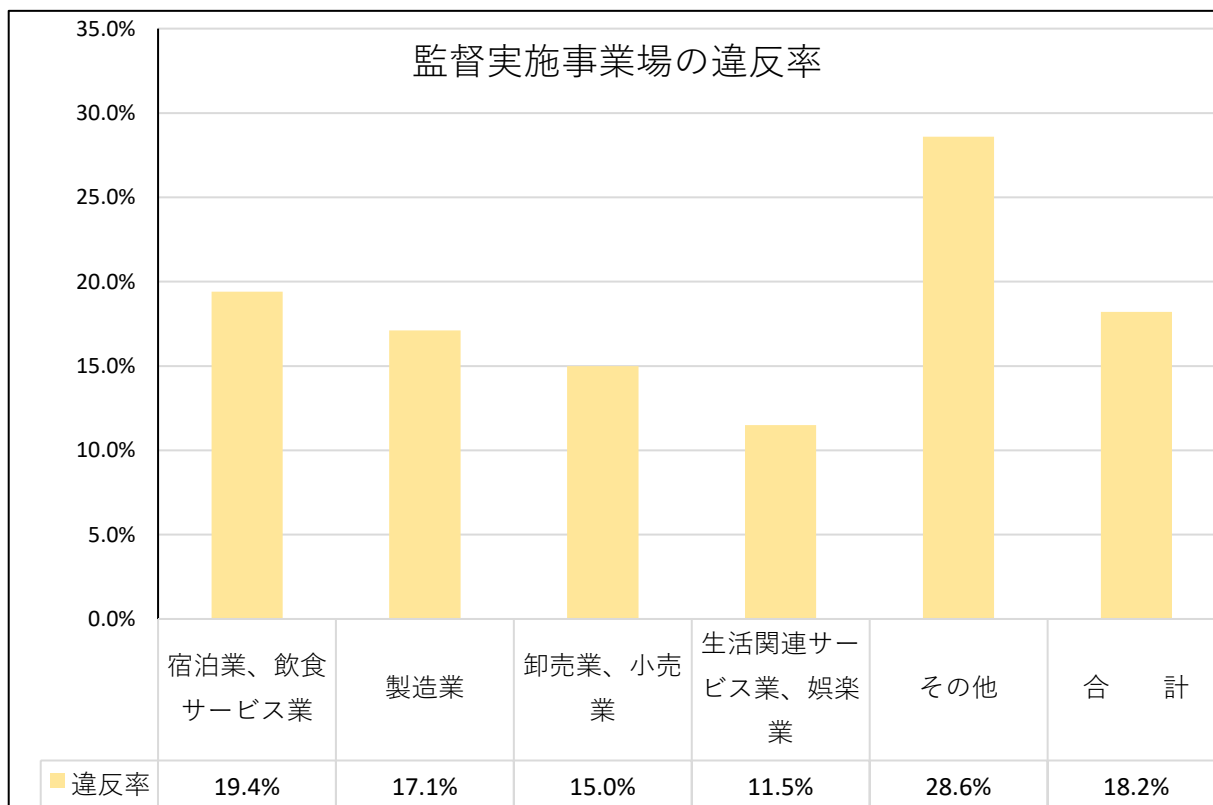
※1 は非正規雇用的人数（「非正規計」）での割合である。

※2 は正規雇用を含む合計人数に対する割合である。

図表 6 監督実施事業場の違反率

	違反率	監督実施事業場数	違反事業場数
宿泊業、飲食サービス業	19.4%	72	14
製造業	17.1%	70	12
卸売業、小売業	15.0%	107	16
生活関連サービス業、娯楽業	11.5%	26	3
その他	28.6%	49	14
合 計	18.2%	324	59

図表 6 - 2 (グラフ) 監督実施事業場の違反率



図表7 監督実施事業場の最低賃金に対する認識

認識	事業場数	割合
改訂後の最低賃金額を知っている	236	72.8%
適用される最低賃金額を知らない	88	27.2%
改訂後の最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている	82	25.3%
最低賃金が適用されることを知らなかった（最低賃金の存在を知らなかった）	6	1.9%

※注）割合は、監督実施事業場数（324）に対する割合（%）である。

図表8 違反事業場の最低賃額金以上を支払っていなかった理由（複数回答）

理由	事業場数	割合
売上減・コスト増により最賃額を支払うことができなかった	2	3.4%
適用される最賃額を知らなかった。	19	32.2%
最低賃金の改定（金額・発効日）を知っていたが賃金の改定をしていなかった。	11	18.6%
賃金を時間額に換算して比較していなかった。	7	11.9%
パート・アルバイトには適用されないと思っていた。	1	1.7%
労働能力が低い場合は適用されないと思っていた。	2	3.4%
高齢者には適用されないと思っていた。	4	6.8%
最低賃金の減額の特例許可の更新申請を怠っていた。	1	1.7%
労働者から最賃額未満でも働かせてほしいとの申出があり、合意があれば最賃額未満でもよいと思っていた。	6	10.2%
その他	15	25.4%

注1 割合は、違反事業数（59）に対する割合（%）である。

注2 複数回答可のため、事業場数の合計は違反事業数（59）を超え、割合も100%を超える。

# 長野県の最低賃金

# 時間額 908 円

令和4年10月1日から

必ずチェック 最低賃金！

学校法人岡学園トータルデザインアカデミー

成田悠香さんの作品

## 計量器等製造業 最低賃金



時間額

# 945 円

令和4年12月14日 発効

## はん用機械器具等 製造業 最低賃金



時間額

# 956 円

令和4年12月16日 発効

## 各種商品小売業 最低賃金



時間額

# 910 円

令和4年12月31日 発効

中小企業事業者の皆さんへ

### 業務改善 助成金

最大  
600万円  
を助成

賃金上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

賃金上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。詳しくはこちら [業務改善助成金](#) [検索](#)

厚生労働省  
長野労働局

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は長野労働局 労働基準部 賃金室(電話026-223-0555)まで

詳しくはこちら [長野労働局 最低賃金](#) [検索](#)



# 長野県の最低賃金

★ みんなチェック！ 最低賃金 ★

★「長野県最低賃金」(地域別が次のとおり改定されました。)

(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意下さい。)

地域別最低賃金	時間額	効力発生日	 <p>★長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働く、全ての労働者に適用されます。</p>
<b>長野県最低賃金</b>	<b>908</b> 円	令和4年10月1日 改定前 877円	

★下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定(産業別)最低賃金が適用されます。

(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意下さい。)



特定(産業別)最低賃金	時間額	効力発生日	特定(産業別)最低賃金から適用除外され、長野県最低賃金又は他の特定最低賃金が適用されるもの	
			適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	945円 改定前 916円	令和4年12月14日	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く)に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船舶機関製造業	956円 改定前 927円	令和4年12月16日	ホイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手織機械製造業を除く)、計量器・測定器・分析機器・試験器・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所	
各種商品小売業 (衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない場合が該当します。)	910円 改定前 879円	令和4年12月31日		①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
印刷、製版業	850円	令和元年12月31日	※長野県最低賃金額908円が適用されます。	

※ 精皆動手当、通動手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。

※ 適用除外業種欄は、長野県最低賃金が適用されるものと他の特定最低賃金が適用されるものがあります。(長野労働局HPにて確認できます。)適用除外者及び適用除外業務欄は、長野県最低賃金が適用されます。

※ 技能実習制度における技能実習生は、特定(産業別)最低賃金の適用除外者の1つである「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの」には該当しません。

※ 最低賃金を一定額以上に引き上げを行った中小企業・小規模事業者への支援制度として、「業務改善助成金」を用意しております。詳しくは、長野労働局ホームページをご覧ください。

最低賃金とは…  業務改善助成金 

長野労働局 検索

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は  
長野労働局 労働基準部 賃金室 (電話026-223-0555) へ



※申請期限：令和6年1月31日  
 (事業完了期限：令和6年2月28日)

### 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の  
引き上げ



設備投資等  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など



業務改善助成金  
を支給  
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

### 対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に  
申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

### 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。  
 また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li> <li>・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li> </ul>
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

### 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が863円  
→助成率9/10

○8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）  
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円  
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円  
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は  
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの  
詳細は中面をチェック！

## 助成上限額・助成率

### 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

### 「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。  
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可  
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可  
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可  
 D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可



### 助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

( )内は生産性要件を満たした事業場の場合

### 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント*以上低下している事業者

\*「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

### <事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。  
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)  
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。  
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

## 助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」\*も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」*	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

### ※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

#### <生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



#### <関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



## 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

### 生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～

この度、業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例をご紹介します。



#### 【業務改善助成金に関する事例】

**事例4** 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

【企業概要】所在地：山形県 【従業員数】16人 【事業内容】介護事業

**課題と対応**  
利用者の健康状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の手間時間が長くなるがあった。また、福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

**実施経緯**  
利用者の健康状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がタンクで職員を呼べるような機器と、あらゆる車いすを電動で載せられる福祉車両を導入したいと考えた。そこで、助成金を活用して、ベッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

職員の業務負担を機器の導入によって軽減した(社長)

**導入前** **導入後**

巡回、介助、巡回の負担が軽減された

**実施結果**  
ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約8時間削減された。さらに、このような車いすでも電動にて1人で車庫に載せられるようになった。

**効果**  
巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を134円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 県の介護事業担当部署からの提案

### 生産性向上のヒント集

### 検索

#### 業務改善 事例3 スチームコンベクションオープン®の導入による生産量の増と調理工程の簡素化

【所在地】宮城県 【従業員数】6人 【事業内容】仕出業  
【課題と対応】調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えました。また、狭く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えました。そこで、助成金を活用してスチームコンベクションオープンを導入しました。

※1 蒸し器にスチームコンベクションオープンを導入して調理工程を簡素化した

今までのガス調理の負担を減らし、効率よく量産したい

**導入前** **導入後**

若手従業員でも倍以上の量をミスなく調理可能

さらなる工夫  
メニューのバリエーションが増えたことで、新しく弁当や惣菜などに力を入れられるようになった。

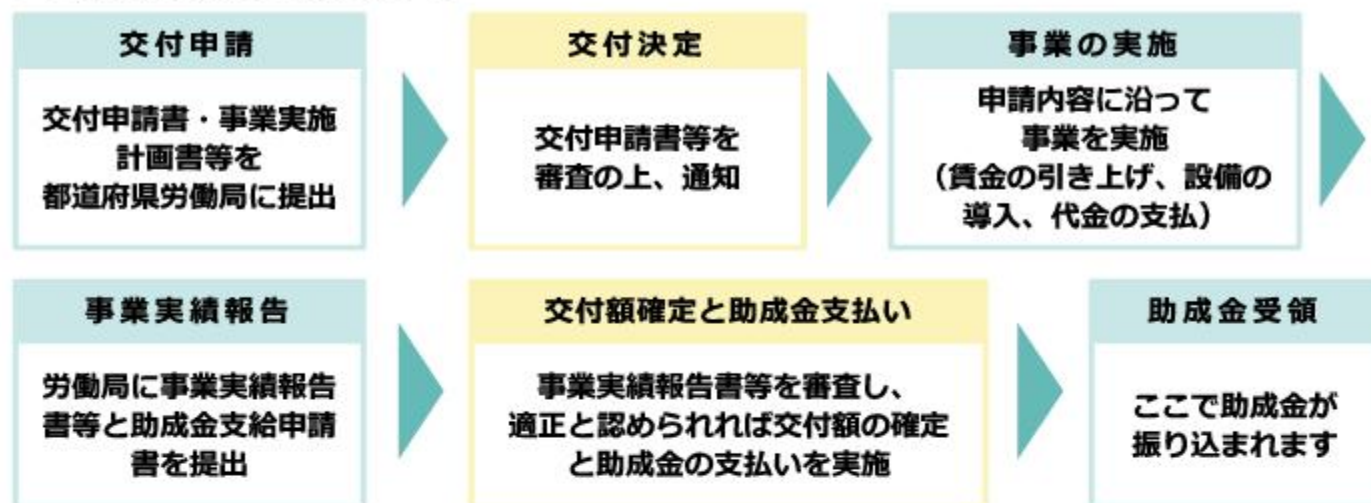
**効果**  
スチームコンベクションオープンの導入により、火加減の調整が省け、調理ミスによるロス率も減少した。調理人の熟練度や人数に左右されることなく調理でき、空いた時間で他の作業もできるようになった。

**効果**  
生産量の増と調理工程の簡素化より生産性が向上し、6人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を50円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 商工会のセミナーに参加

## 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### (参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



### 昨年度からの変更点

- 事業完了期限が、2024（令和6）年2月28日※になりました。  
※やむを得ない事由がある場合は2024（令和6）年3月31日とすることも可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、手続きを簡便にしました。

### 参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**  
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

**電話番号：0120-366-440**（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

## 最低賃金に係る関係法条文

### ○ 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

#### （最低賃金額）

第3条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によって定めるものとする。

#### （最低賃金の効力）

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3・4項（略）

#### （最低賃金の競合）

第6条 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第4条の規定を適用する。

2項（略）

#### （地域別最低賃金の原則）

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2・3項（略）

#### （地域別最低賃金の決定）

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2項（略）

#### （地域別最低賃金の改正等）

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

#### （特定最低賃金の決定等）

第15条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2・3・4・5項（略）

第16条 前条第2項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

#### （罰則）

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。